

令和7年度

定期監査（上期）報告書

帯広市監査委員

帯 監 査 第 59 号

令和7年7月28日

帯広市長	米 沢 則 寿 様
帯広市議会議長	横 山 明 美 様
帯広市公営企業管理者	井 上 猛 様
帯広市選挙管理委員会委員長	来 海 有 起 様

帯広市監査委員 廣 瀬 智

帯広市監査委員 秋 田 勝 利

帯広市監査委員 大竹口 武 光

定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した令和7年度定期監査（上期）について、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査について、帯広市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

第1 監査の種類及び対象事務

1 種類

地方自治法第199条第4項の規定による財務監査（定期監査）

2 対象事務

財務に関する事務の執行

第2 監査の実施期間

令和7年4月21日から令和7年7月22日まで

第3 監査の目的と概要

本監査は、効率的な行政運営の確保に資することを目的として、合規性・正確性をはじめ、経済性、効率性及び有効性の視点で実施した。

収入事務は、調定、徴収、滞納整理等の収納状況を含む事務全般について、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について監査を行った。

また、過去の監査結果やリスクの内容及び程度を勘案し、「検収から支払までに要した期間について」を重点的に監査すべき項目（以下「重点項目」という。）として監査を行うとともに、過去の定期監査における指摘事項等の是正状況についても確認した。

第4 監査の項目

- 1 収入及び支出事務等の執行状況について
- 2 検収から支払までに要した期間について（重点項目）
- 3 過去の指摘事項等の是正状況について

第5 監査の対象部局、範囲及び方法

1 対象部局

部	室	課
市民福祉部	地域福祉室	地域福祉課
	福祉支援室	障害福祉課
	こども福祉室	こども課
農政部	ばんえい振興室	ばんえい振興課
都市環境部	都市建築室	都市政策課、住宅営繕課
	環境室	環境課、みどりの課、清掃事業課
	中島地区振興室	中島地区振興課
上下水道部	技術室	水道課
議会事務局		総務課
選挙管理委員会事務局		選挙課
監査委員事務局		

2 範囲

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された事務

3 方法

上記の範囲において、収入及び支出事務について抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を受け、これらの書類を調査するとともに必要に応じて関係職員から説明を受けるなどにより監査を行った。

第6 監査の結果

- 1 収入及び支出事務等の執行状況について
支出事務について、次のとおり、一部に改善又は検討を要するものがあった。
 - (1) 改善を要するもの
 - ア 支払期限の超過
市営住宅駐車場管理報償金について、協定書に規定する支払の期日までに支払を行っていなかった。

【都市環境部 都市建築室 住宅営繕課】
 - (2) 検討を要するもの
 - ア 要綱の見直し
自然環境保全地区保全奨励金について、支払時期が要綱の定めと合致して
いなかった。

【都市環境部 環境室 環境課】
 - イ 執行方法の見直し
資源集団回収奨励金について、支給額の決定から支給額決定書の送付まで
1か月以上の期間を要していた。

【都市環境部 環境室 清掃事業課】
- 2 検収から支払までに要した期間について（重点項目）
次の(1)から(3)までに掲げる項目を着眼点とし、それぞれの項目ごとに監査結果
を記載した。
 - (1) 請求書の請求日が履行確認日から相当経過し、履行時期と支払時期の間隔が
空き過ぎていないか
本報告書に特記すべき事項はなかった。
 - (2) 支払期限は守られているか
本報告書に特記すべき事項はなかった。
 - (3) 支払期限後に支払っているものは遅延利息を支払っているか
本報告書に特記すべき事項はなかった。

3 過去の指摘事項等の是正状況について

契約事務について、次のとおり、一部に是正が確認できないものがあった。

(1) 契約内容の不備

広域場間の場外勝馬投票券発売に係る事務委託費について、地方競馬主催者間で合意した申し合わせ事項による算定方法があるものの、契約書ではその算定方法を規定していなかった。

本件は、令和5年度に実施した定期監査においても同様の指摘を行っていたが改善が図られていなかった。

【農政部 ばんえい振興室 ばんえい振興課】

第7 監査の結果に関する意見

収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。

しかしながら、監査の結果として記載したとおり、支出事務について、支払の時期に関し、協定書の規定に沿わないまま処理が進められた事例が見受けられたことから、再発の防止を求めます。

また、奨励金の執行においては、支給決定の時期から、その通知書を送付するまでに1か月以上の期間が経過していた事例が見受けられたことから、事務の更なる効率化や迅速化を図るため、執行方法の見直しについて検討することを求めます。

これまで指摘した契約事務についても、依然として改善が図られていない事例があったことから、それぞれの職責のもと最大限の注意をもって事務執行に当たるよう徹底した指導を求めます。

今後におかれましては、今回の監査結果を全庁的な課題と捉えられ、これまでの合規性の観点だけにとどまらず、効率性や有効性にも配慮された事務執行に努められますことを期待します。